



2024 年度 ご案内

【R6.4.1】

島根就職支援事業

— 就職活動交通費支援 (大学生対象) —

東京圏からの就職活動に要した交通費を支援します

出雲市役所 縁結び定住課 定住促進係

TEL: 0853-21-6629 Fax: 0853-21-6599

Email: teijyu@city.izumo.shimane.jp

1. 申請資格

以下の「(1) 移住等に関する要件」および「(2) 就業に関する要件」を満たす方。

(1) 移住等に関する要件（全てに該当）

①移住元の要件

- 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
- 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域以外の地域。
条件不利地域の詳細はおたずねください。

②移住先の要件

- 島根県内に所在する企業に就職することが内定している。
- 卒業後に上記内定企業に就職し、出雲市に移住する意思を有していること。

③その他の要件

- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他、島根県または出雲市が移住支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。

(2) 就業に関する要件（全てに該当）

①就業先に関する要件

- 勤務地が島根県内に所在すること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

②就業条件等に関する要件

- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。

2. 支援金の金額

就職活動に要した交通費の2分の1

※ただし、令和6年10月1日以降に内定した企業における、令和6年6月1日以降の面接及び試験に参加したものに限り。

3. 申請期間

令和6年10月1日から令和7年1月20日まで

4. 提出書類

※印の添付書類は、提出日から3か月以内に発行されたものをご準備ください。

- 写真付き身分証明書
- 地方就職支援金交付申請書
- ※移住元の住民票、または戸籍の附票の写し
(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- ※在学証明書
- ※就業先の内定証明書
- 交通費の領収書
- 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し
(口座番号、名義人等が確認できるもの)

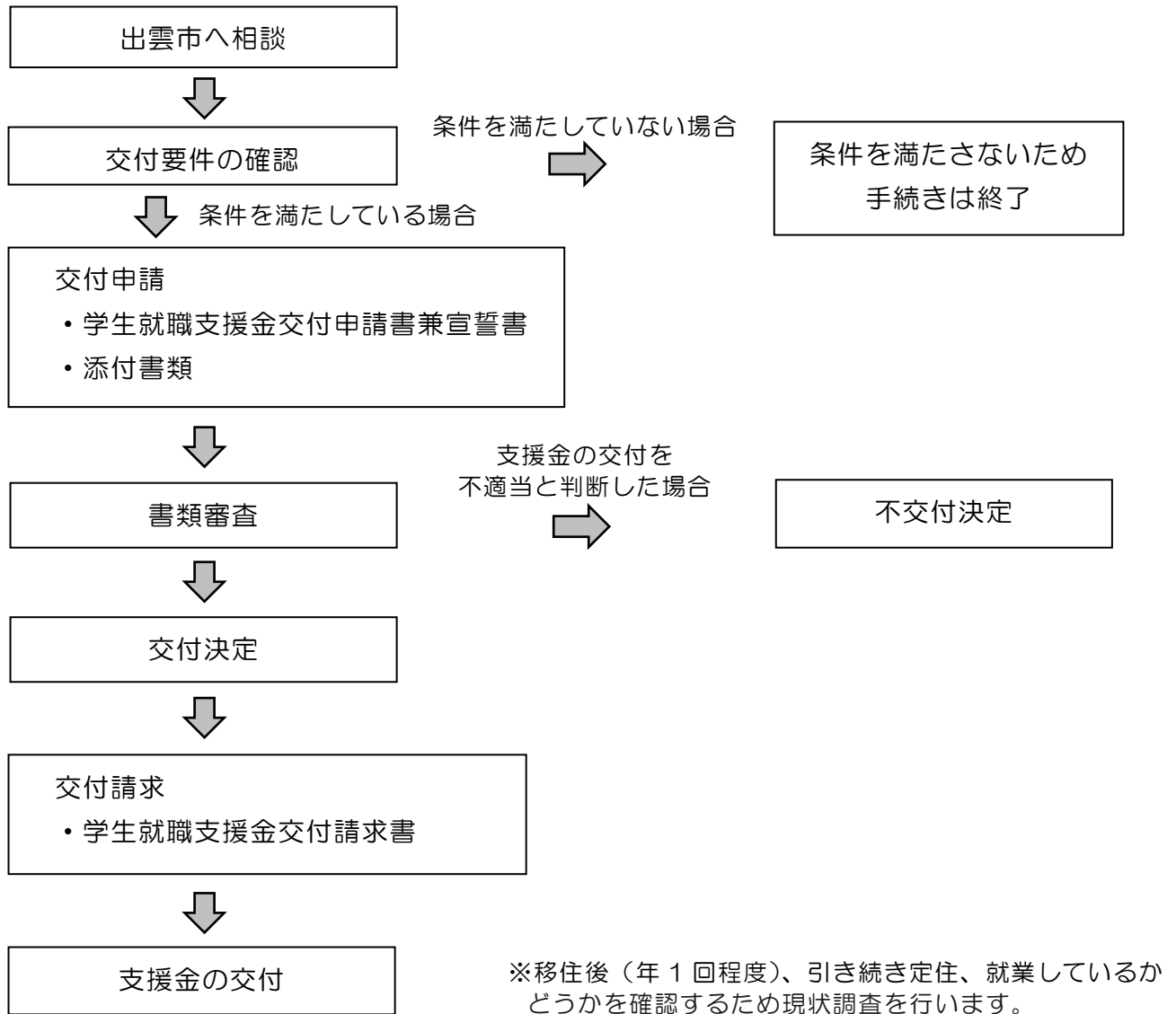
5. 支援金の返還について

支援金の支給を受けた方が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の返還が必要です。

返還区分	返還金額
虚偽の申請等が明らかになった場合	全額
申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合	
申請日から1年以内に出雲市に転入しなかった場合	
就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合 (ただし、退職日から3カ月以内に県内の別企業に就業する場合を除く)	
転入日から3年未満に出雲市から転出した場合	
転入日から3年以上5年以内に出雲市から転出した場合	半額

※ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び市が認めた場合はこの限りではありません。

6. 申請の流れ



7. その他

公益財団法人 ふるさと島根定住財団が実施する交通費助成と併用して支援金を受けることはできません。